

防火ポスター入賞者発表

佐渡市消防本部では、子どもたちが火災予防についての考えを、子どもらしい自由な発想で表現することで、正しい火の取り扱いを自ら考え、防火意識を高めてもらおうと、市内小学生から防火ポスターの図案を募集しました。

低学年の部

最優秀賞 金井小2年 我山 茉琴さん
優秀賞 金井小2年 藤井 雅人さん
 真野小3年 藤原 鼓々さん

佳作 小倉小1年 加藤 彩楓さん
 小倉小1年 新井 拓磨さん
 金井小2年 金子 凌太郎さん
 小倉小2年 藤原 大就さん



低学年の部 最優秀賞
我山 茉琴さんの作品

高学年の部

最優秀賞 両津吉井小4年 長沼 朋生さん
優秀賞 真野小5年 藤原 睦さん
 二宮小6年 本間 友稀さん

佳作 金泉小5年 吉村 未央さん
 二宮小6年 石塚 菜々恵さん
 二宮小6年 計良 優月さん



高学年の部 最優秀賞
長沼 朋生さんの作品

※入選した13作品は、春の火災予防運動期間終了まで佐渡市防災センター（佐渡市消防本部庁舎内）に展示してあります。ぜひご覧ください。

◆佐渡市消防本部予防課 ☎51-0123

生活情報 さど

送りつけ商法（ネガティブ・オプション）

「あやしい」と思ったら、契約前に消費生活センターへ

ネガティブ・オプションとは消費者が注文をしていないのに、一方的に商品を送りつけ、代金を払わせる商法です。「代金引換」を悪用したものが、主な商品としては、魚介類・書籍・健康食品などが多いです。

【具体例】

- ・電話勧誘で断つたのに、商品が送られてきた。
- ・ただのアンケートと思わせ、小さく「契約の申込み」と書いてある。
- ・消費者が申し込んでいないのに、言った言わない水掛け論で、商品を送りつけてくる。
- ・申し込んだ以外の商品が送られてくる。

【アドバイス】

- 「代金引換」で送りつけられた場合、送り主を確認のうえ「受取拒否」をしてください。
- 荷物を受け取ってしまったも、購入の意思を示さない限り、支払う必要はありません。パッケージを含め、中身に手を付けずに14日経過すれば処分できます。（中身に手を付けると購入の意思があったとみなされる。）

ますので気をつけましょう。）

- 消費者は商品を買う義務も送り返す義務もありません。しかし、だまされていると業者から電話があったり、買ったことにはさせられるのはいやなので、はっきりさせておきたいという時は、書面で引き取るよう通知しましょう。
- 電話勧誘販売の場合、商品を受け取った日から8日間は、クーリング・オフにより無条件で契約を解除できます。



不審なことは、契約をする前に消費生活センターへお問い合わせください。

お問い合わせ

佐渡市立消費生活センター
 （佐和田行政サービスセンター内）
 ☎57-8143
 （平日午前9時～午後4時）